(ii) 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）
(A) 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ
(B) 全ての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）
(C) ファイナンス・リース
(D) 全ての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、チャージ・カード、デビット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）
(E) 保証
(F) 自らの又は顧客のために行う次のものの取引（当該取引が取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）
(1) 短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）
(2) 外国為替
(3) 派生商品（先物及びオプションを含む。）
(4) 為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）
(5) 譲渡可能な有価証券
(6) その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）
(G) 全ての種類の有価証券の発行への参加（当該発行が公募で行われるか私募で行われるかを問わず、委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）
(H) 資金媒介業
(I) 資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、全ての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）
(J) 金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサービス
(K) その他の金融サービスを提供するサービス提供者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス
(L) (A)から(K)までに規定する全ての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにこれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）

(b) 「金融サービスのコンピュータ関連設備」とは、金融サービス提供者の通常の業務の遂行に関連する情報の処理又は保存のためのコンピュータ・サーバー又は記憶装置をいう。
(c) 「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供することを希望し、又は提供している締約国の自然人又は法人をいう。ただし、金融サービス提供者には、公的機関を含まない。
(d) 「新たな金融サービス」とは、金融の性格を有するサービス（既存の又は新たな商品に関連するサービス及び商品が納入される態様を含む。）であって、金融サービス提供者によって一方の締約国の領域においては提供されていないが他方の締約国の領域においては提供されているものをいう。
(e) 「郵便保険事業体」とは、一般公衆に向けて保険の引受け及び販売を行う事業体であって、締約国の郵便事業体が直接又は間接に所有し、又は支配しているものをいう。
(f) 「公的機関」とは、次のものをいう。
(i) 締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し、若しくは支配する機関であって主として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。）
(ii) 中央銀行又は金融当局が通常遂行する機能を遂行する私的機関。ただし、当該機能を遂行している場合に限る。
(g) 「自主規制団体」とは、金融サービス提供者に対して、締約国からの委任により規制権限又は監督権限を行使する非政府機関（有価証券又は先物の取引所又は市場、清算機関その他の組織又は団体を含む。）をいう。

第八・六十条　新たな金融サービス（注）

注　両締約国は、この条のいかなる規定も、一方の締約国の金融サービス提供者が他方の締約国に対しいずれの締約国の領域においても提供されていない金融サービスの提供を許可することを要請するために申請を行うことを妨げるものではないことを了解する。当該申請は、当該申請が行われる締約国の法令に従うものとし、この条の規定の対象とならない。

1　一方の締約国は、新たな金融サービスについて、同様の状況において法令を制定し、又は修正することなく自国の金融サービス提供者に対して当該新たな金融サービスを提供することを許可することとなる場合には、他方の締約国の金融サービス提供者に対し、自国の領域において当該新たな金融サービスを提供することを許可する。この条の規定は、附属書八―B附属書Ⅰ及び附属書Ⅱに記載する各締約国の留保の対象となる。

2　第八・七条(b)の規定にかかわらず、締約国は、新たな金融サービスを提供することができる法的な形態を決定し、及び当該新たな金融サービスの提供について許可を取得することを要求することができる。締約国は、金融サービス提供者に対し新たな金融サービスを提供する許可を取得することを要求する場合には、当該許可を与えるかどうかを合理的な期間内に決定するものとし、信用秩序の維持を理由とする場合に限り、当該許可を拒否することができる。

第八・六十一条　支払及び清算の制度

一方の締約国は、内国民待遇を確保しつつ、自国の領域において設立された他方の締約国の金融サービス提供者に対し、公的機関が運用する支払及び清算の制度並びに通常の業務において利用可能な公的な資金供与及びリファイナンスの制度の利用を認める。この条の規定は、一方の締約国の最終的な決済手段の貸手の利用を認めることを意図するものではない。

第八・六十二条　自主規制団体

一方の締約国は、他方の締約国の金融サービス提供者が一方の締約国の金融サービス提供者と平等に金融サービスを提供するため自主規制団体の構成員となり、これに参加し、若しくはこれを利用することを要求する場合又は金融サービスの提供に当たり自主規制団体に対し直接若しくは間接に特権若しくは利益を与える場合には、当該自主規制団体が第八・八条に定める義務を遵守することを確保する。

第八・六十三条　金融情報

1　一方の締約国は、電子的その他の手段による情報の移転（自国の領域への及び自国の領域からのデータの移転を含む。）が他方の締約国の金融サービス提供者の通常の業務の遂行に関連する場合には、当該金融サービス提供者が当該情報の移転を行うことを制限してはならない。

2　一方の締約国は、3の規定に従い、自国の領域において業務を遂行するための条件として、他方の締約国の金融サービス提供者に対し、自国の領域において金融サービスのコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない。(注)

注　この2の規定が適用される場合には、他方の締約国の金融サービス提供者が情報の処理又は保存のために第三者によって提供されるサービスを利用する場合を含む。

3　一方の締約国は、効果的な金融上の規制及び監督のために情報への適当な(注)アクセスを確保することができない場合には、他方の締約国の金融サービス提供者に対し、自国の領域において金融サービスのコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求する権利を有する。ただし、次の(a)及び(b)の要件を満たすことを条件とする。

注　「適当な」アクセスには、規制及び監督のために、不当に遅滞することなく提供される十分なかつ適時のアクセスを含めることができる。

(a) 一方の締約国が、実行可能な範囲内で、他方の締約国の金融サービス提供者に対し、情報へのアクセスが不十分であることを改善するための適当な機会を与えること。
(b) 一方の締約国又はその金融規制当局が、他方の締約国の金融サービス提供者に対し自国の領域において金融サービスのコンピュータ関連設備を利用し、又は設置する要件を課する前に、他方の締約国又はその金融規制当局と協議すること。